

(整理番号 2 4 0 9)

長野地方最低賃金審議会

第 3 回本審議会 議事録

令和 6 年 12 月 3 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 8 月 5 日 15 時 00 分 ~ 15 時 35 分 ホテル信濃路 2 F 穂高		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 長野県最低賃金専門部会部会長報告について 2 長野県最低賃金の審議について 3 長野県最低賃金の改正決定について(答申) 4 令和 4 年度特定最低賃金改正決定の必要性について(諮問) 5 その他		
議事録			
開会			
○岡田賃金室長			
それでは定刻となりましたので、ただいまより長野地方最低賃金審議会、令和 6 年度第 3 回本審議会を開催いたします。			
まず定足数の確認です。本日の出席委員は委員 15 名中 14 名のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立していることを御報告させていただきます。また、本日は 10 名が傍聴に、報道機関 8 社が取材に来られていることを併せて御報告させていただきます。			
それではこれからの審議につきまして、倉崎会長よろしく願いいたします。			
○倉崎会長			
皆さんこんにちは。まずは、つい先程まで専門部会員として長野県最低賃金の審議にご尽力された皆様、本当にお疲れさまでございました。皆様方のおかげで、何とか結論に達することができました。今年度の審議は大変困難を極め、			

部会が終了したのが午後 2 時近くだったでしょうか、本当に大変な審議でございました。本日の総会は、その部会で得られた結論の確認等となっておりますのでよろしく願いいたします。

本日の審議会は一部公開としております。運営規定により議事録を作成いたしますので、本日の議事録確認委員を指名します。労働者代表委員からは櫻井委員、使用者代表委員からは聲山委員をお願いいたします。

○倉崎会長

それでは議事に入ります。議題（ 1 ）長野県最低賃金専門部会部会長報告についてであります。本日の専門部会における審議で取りまとまりました専門部会報告書について、事務局で朗読してください。委員の皆様は資料 29 長野県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)をご覧ください。

○荒河賃金指導官

< 資料 29 長野県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)の朗読 >

○倉崎会長

内容につきましては若干補足をさせていただきます。まず、今ほど朗読していただいたとおり労使意見がまとまらず、公益委員見解を示すに至りました。公益委員見解を示すにあたってどういったことを結論の根拠事実として拾ったかといいますと、その前に労使の主張の状況ですけれども、労働者側の金額のご主張は 1,000 円ということございました。内容としては、中央最低賃金審議会で示された目安額プラス 2 円のご主張ということになります。他方、使用者側のご主張としては、途中、若干の金額の変更はありましたが、基本的に目安額を下回る額のご提示でございました。そのような中、公益委員見解を示すに至ったわけですけれども、そこで考慮した事情としましては、まずは労働者の生計費といったことに注目をいたしました。中央最低賃金審議会の目安でも詳細に指摘がされているところではありますが、最低賃金制度の趣旨が労働組合等による組織的な交渉力を持たず、かつ、賃金低廉な労働者に対し、その低廉を克服するというところに趣旨があるとすれば、昨年から今年に至るまでの消費者物価の高騰を最低賃金に反映させることは避けては通れないものであると考えました。問題はそこから先の 2 円を上乗せして 1,000 円という大台に乗せるかどうかについても重要な論点として考えました。重要と考えた趣旨は、やはり 4 桁という数字の持つ社会的印象は大変大きいものと考え、昨今、必ずしも働き手の確保が容易ではない中、1,000 円という数字を県として対外的に示すことの意義は相当程度にあるのではないかと感じました。ただ、他方において、物価高騰というのは使用者も同じであり、経営的な体力に課題のある小規模、零細企業のことを考えた場合、現状、使用者側のご主張を踏まえたときに、目安額を超えた金額を見解として示すことについては慎重でなければなら

ないとも考えました。最終的に目安のとおり数字を示すことになったわけですが、その根拠としましては、1,000円という数字が持つメッセージ性は確かにあるものの、最低賃金制度の3要素は、労働者の生計費、賃金、事業者の支払能力でありますので、そうしたことに直結しない事情、1,000円の持つメッセージ性というのは、その3要素には直結しないという意味において、今回の数字としてその事実を反映させることは適切ではないと考えて、目安のとおり数字を見解として示したところでございます。

ただいまの報告書の内容について、委員の皆様から何かご意見等はございますでしょうか。

(「意見等なし」を確認)

よろしいですか。それでは議題(2)として、専門部会報告の別紙1にある長野県最低賃金の改正決定内容について採決に入りますが、それに先立ちまして、採決に関し、公開すべきか、非公開とすべきか、という点につきまして、労使の委員の皆様のご意見をうかがっておきたいと思っております。

まず、使用者側の皆様のご意見はいかがでしょうか。

○井出委員

公開で結構です。

○倉崎会長

承知しました。労働者側の皆様のご意見はいかがでしょうか。

○竹村委員

公開で結構です。

○倉崎会長

それでは公開相当と判断いたしまして、採決に入ります。

報告書の改正内容に賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成 公4人、労5人、使4人 >

ありがとうございました。全員賛成ということですね。

念のため、事務局で確認をお願いいたします。

○荒河賃金指導官

賛成13人、反対0人。以上確認させていただきました。

○倉崎会長

ありがとうございました。全会一致となりましたので、採決の結果は、専門部会報告の別紙1にある「長野県最低賃金の改正決定内容について」のとおりとする結論になりました。

それでは、採決の結果に基づきまして、局長に答申を行いたいと思いますので、事務局は答申文（案）の御準備をお願いいたします。

< 答申文（案）の配付 >

○岡田賃金室長

各委員の皆様は答申文（案）が配付されましたでしょうか。それでは、事務局から答申文（案）について読み上げさせていただきます。

○荒河賃金指導官

< 答申文（案）の朗読 >

○倉崎会長

この文案でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」を確認 ）

○倉崎会長

よろしければ、議題（3）として、これから答申することといたします。

< 倉崎会長から三浦労働局長に答申文を手交 >

○倉崎会長

事務局から何かありますか。

○岡田賃金室長

それでは長野労働局長からご挨拶を申し上げます。

○三浦労働局長

皆様お疲れさまでございます。長野労働局長の三浦でございます。

ただいま、倉崎会長から長野県最低賃金の改正決定に係る答申をいただきましたので、一言、ご挨拶申し上げます。

7月3日の諮問以降、倉崎会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、審議日程を確保していただきながら、慎重かつ精力的な調査審議をしていただきましたことに、深く敬意を表し、厚く御礼申し上げます。

いただきました答申に基づき、速やかに長野県最低賃金の改正に関する諸手続きを進めてまいります。また、中小企業・小規模事業者に対し、最低賃金引上げ等に伴うコスト増を十分に踏まえ、事業継続・雇用維持に向け、丁寧に支援していく必要があると考えております。このため、業務改善助成金や各種支援施策の更なる周知、利用促進など、最低賃金の引上げの状況に対応したきめ細かな支援について、労働局を挙げて取り組んでまいります。なお、答申内容でございます労使双方の委員からの強い要望につきましては、事務局として重く受け止めさせていただき、本省へ確実に報告させていただきます。今後は、長野県最低賃金の改正に関する異議があった場合のご審議や、特定最低賃金に関するご審議をいただくこととなりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○倉崎会長

局長ありがとうございました。

続きまして長野県最低賃金に関する今後の手続きなどについて事務局から説明をお願いします。

○岡田賃金室長

本日いただきました長野県最低賃金の改正決定に係る答申につきましては、速やかに長野県最低賃金の改正に関する諸手続きを進めてまいります。

長野県最低賃金の改正決定に係る答申内容に対する異議の申出に係る公示につきましては、本日8月5日から8月20日まで行います。異議の申出があった場合は、8月21日(水)午前10時30分から開催予定の第4回本審議会において異議申出に関する審議を行うこととなります。その審議結果等を踏まえまして、10月1日の指定日発効となるよう手続きを進めてまいります。事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

それでは次に議題(4)の「令和6年度特定最低賃金改正決定の必要性について(諮問)」に入ります。諮問にあたり事務局から申出状況を説明してください。

○岡田賃金室長

長野県特定最低賃金の改正決定の必要性について、長野労働局長より諮問をさせていただきますが、その前に特定最低賃金の申出状況について説明させていただきます。

資料 30をご覧ください。表紙の記載のとおり、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業、各種商品小売業の3業種からの申出書が、いずれも7月29日

付け提出されたところです。なお、印刷、製版業の特定最低賃金の申出はございませんでした。今回の申出の定量的要件に関しましては、それぞれ適用労働者数の概ね3分の1以上の合意が得られていることが必要となりますが、3業種いずれも満たしていることを確認しております。また、定量的要件以外の書面上の要件を満たしていることについても確認をしましたので、改正決定の必要性についての諮問をさせていただくことといたしました。

それでは、これより長野労働局長から長野地方最低賃金審議会会長に諮問文をお渡しいたします。

< 三浦労働局長から倉崎会長に諮問文を手交 >

○倉崎会長

それでは事務局で諮問文（写）を配付してください。配付が済みましたら事務局で朗読してください。

○荒河賃金指導官

< 諮問文を朗読 >

○倉崎会長

ただいま諮問のありました特定最低賃金（3業種）の改正決定の必要性については、8月8日（水）午前10時30分からの第2回特定最低賃金検討小委員会において検討をお願いします。検討結果については、8月21日（水）午前10時からの第4回本審議会に報告し、令和6年度特定最低賃金改正決定の必要性の有無について答申を行うこととなっておりますので、よろしくをお願いします。

○倉崎会長

それでは、議題（5）のその他について、事務局から何かありますか。

○岡田賃金室長

ございません。

○倉崎会長

労働者代表委員、使用者代表委員から何かありますか。

（ 「なし」を確認 ）

○倉崎会長

それではこれで閉会といたします。

皆様、本当にお疲れさまでございました。

閉会